

障害児童通所支援サービスとは

児童福祉法に基づいた福祉サービスで、発達に課題のあるお子様の日常生活での基本的な動作や集団生活の適応のための指導を行う事業です。主に、児童発達支援・放課後等デイサービスがあります。

利用していただける事業所は、別紙を参照ください。(奈良県障害福祉課HP内にて県内の事業所一覧をご覧ください。)

各事業所の療育内容はそれぞれの事業所によって異なりますので、見学・体験などをしていただき事業所を決めてください。

サービスの名称	内 容
児童発達支援	原則、小学校入学前の未就学児童に、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	小学校入学から高校卒業迄に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進の支援を行います。

障害児通所支援サービス利用の流れ

下記のとおり、所定の手続きが必要になります。手続き完了後に『サービス受給者証』を発行させていただきます。

1. 申請

申請に必要なもの

- 障害児通所支援利用申請書（太枠内のみご記入ください）
- 世帯状況報告書（太枠内のみご記入ください）
- いずれかの資格要件を満たす書類
 - ・各種手帳の写し（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）
 - ・特別児童扶養手当受給者証の写し
 - ・病院の医師による診断名の記載された医師意見書（様式は任意）
- サービス等利用計画書
（セルフプランの方は毎年提出のため、控えを取ることをお勧めします。）
- 障害児通所支援事業利用に係る調査シート

2. 上記書類提出後、不明な点は聞き取りを行う場合があります。

3. 支給決定

上記の手続きが完了後、1週間～2週間を目処に、『サービス受給者証』を自宅に送付させていただきます。

4. 事業所と契約・サービスの利用開始

利用予定の事業所へ連絡をして、サービス受給者証を持って利用に関する契約を行ってください。完了後、利用開始となります。

その他

・自己負担について

利用するごとに、本来かかる費用の1割分は本人（保護者）負担となります。児童通所支援では、1回の利用で約1万円程度かかりますので、1千程度ご負担していただくこととなります。ただし、世帯の所得に応じて一ヶ月毎に払っていただく上限額（最大金額）が下記の区分に分けられています。

なお、令和元年10月施行の保育所無償化に伴い、3歳児～5歳児の利用料は所得に関わらず無償となりました。

所得区分	上限額（月額）
市町村民税課税世帯（市民税所得割額 28万円以上）	37,200円
市町村民税課税世帯（市民税所得割額 28万円未満）	4,600円
市町村民税非課税世帯	0円
生活保護受給世帯	0円

※利用時にかかる実費（お菓子代・雑費等）については利用者負担です。

サービス種類	事業所名	住所	電話番号
児童発達支援 放課後等デイサービス	学習サポート scrum plus 桜井校	安倍木材団地 2-4-12	46-4003
児童発達支援 放課後等デイサービス	こども発達支援MOMOの実	桜井 194-2 駅前グリーンビル2階	46-4003
児童発達支援 放課後等デイサービス	サポートセンター おひさまの花	河西 239-6	46-5169
児童発達支援	児童発達支援事業所クローバー学園	粟殿 1000-1	42-2743
児童発達支援 放課後等デイサービス	児童発達支援事業所あすか	谷 490-6	42-2818
児童発達支援 放課後等デイサービス	多機能型事業所くれよん	安倍木材団地 2-4-12	55-0018
児童発達支援 放課後等デイサービス	デイサービスセンターまんよう まんよう	吉備 151 粟殿 1029-3	46-2299
児童発達支援 放課後等デイサービス	発達・教育支援センターアミークス	辻 53	46-3730
放課後等デイサービス	フリースペース みのり	桜井 131-1	44-5356
放課後等デイサービス	まなび家 まなび家Ⅱ まなび家Ⅲ	桜井 171-4 桜井市桜井 919-1 桜井市桜井 192-2-2F	35-4221
児童発達支援 放課後等デイサービス	森の人	生田 1015-1-103	49-2062

最後に

※ サービス受給者証は有効期限があります。期限が近づきましたら更新の案内を送付します。